

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026年1月号 | No. 01/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会会合文書

特許協力条約 (PCT) 作業部会の第 18 回 (再開) と第 19 回会合、並びに PCT 技術協力委員会の第 33 回会合は、2026 年 2 月 2 日から 6 日までハイブリッド形式で開催予定です。第 19 回 PCT 作業部会会合と PCT 技術協力委員会の会合の文書は、それぞれ以下の URL から入手可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

リマインダ: WIPO の振込先口座情報変更のお願い

WIPO の銀行口座は Credit Suisse (クレディ・スイス) から UBS Switzerland に正式に移行しました。

2026 年 3 月 31 日以降、旧クレディ・スイス口座への支払いは全て拒否されます。国際事務局 (受理官庁としての役割を含む) に対する PCT 関連手数料の支払いの遅延を避けるため、今後の全ての支払いには、WIPO の UBS Switzerland の新しい振込先口座情報 (以下に再記載) のみをご使用下さい。

スイスフラン (CHF) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6
- Swift コード: UBSWCHZH80A

米国ドル (USD) 口座

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
- Swift コード: UBSWCHZH80A

ユーロ (EUR) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
- Swift コード: UBSWCHZH80A

なお、WIPO に当座預金口座を開設して手数料を支払う場合には、スイスフラン (CHF) でのみ可能な点にご留意下さい。米国ドルやユーロでの入金を受け付けておりません。

WIPO への PCT 手数料の支払方法に関する詳細 (上記の振込先口座情報も記載) は、[特許の国際出願に関連する PCT 手数料の支払い](#) をご参照下さい。

新 PCT 規則により国際特許調査の品が向上

PCT 規則の新たな改正が 2026 年 1 月 1 日に発効しました。PCT 規則 34、36 と 63 の改正により、国際調査機関が国際調査中に参照すべき最小限資料の定義が改定されると共に、国際調査機関と国際予備審査機関が選定される前と、選定されている間に継続して充足すべき最小限の要件が変更されました。また、最小限資料に 19 の国内特許コレクションが追加されました。

PCT 規則 33 と 64 の改正により、国際調査と国際予備審査の目的で使用される関連先行技術の定義が拡張され、書面による開示以外の開示も含まれるようになりました。同時に、PCT 国際調査機関と締約国の特許庁は、一部で依然使用されていた画像形式のみの特許出願に代わり、フルテキストによる特許出願の共有を開始しました。

上述した変更により、最小限資料が網羅する地理的範囲がより広範となり、先行技術の種類が特定されることで、出願人にとってより包括的な特許調査結果を得ることが可能となります。新たに追加された特許コレクションの大部分は、PATENTSCOPE データベースを通じて既に利用可能となっています。本規則改正の詳細は、PCT ニュースレター [2025 年 12 月号](#) に掲載されています。本規則改正の影響についての詳しい情報は、以下のニュース記事をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/broader-data-stronger-rights-new-pct-rules-strengthen-international-patent-searches>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム: IP5 (五大特許庁) PPH 試行プログラムが 2029 年まで期間延長

中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO)、日本特許庁 (JPO)、韓国知識財産処 (MOIP)、米国特許商標庁 (USPTO) による共同決定に基づき、IP5 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムは、2026 年 1 月 6 日から 2029 年 1 月 5 日まで更に 3 年間延長されます。本試行プログラムでは、国際調

査機関 (ISA) の見解書 (WO-ISA) や国際予備審査報告 (IPER) をはじめとする PCT 国際段階での成果物を利用して、出願人が特許出願の早期審査を申請できます。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/31/art_1340_203419.html

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-ip5extension-jan2026.pdf>

特許審査ハイウェイは、異なる国や地域の特許審査の結果を連携させ、特許審査機関による特許審査の加速を可能にするファストトラック制度です。本試行プログラムは、2014 年 1 月 1 日より開始されました。詳細は、PCT ニュースレター [2013 年 10 月号](#) に掲載されています。本試行プログラムに関するより詳しい情報は、以下の URL にアクセスして下さい。

<https://www.fiveipoffices.org/activities/ws/ip5pph>

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンが 2025 年 12 月に公表

WIPO 標準 ST.3 (国、その他の組織及び政府間機関を識別する推奨標準 2 文字コード) の改定版が 2025 年 12 月 18 日に発効し、WIPO ウェブサイトに公表されました。

主な改定点は以下の通りです。

- ミクロネシア (連邦) (Micronesia (Federated States of)) の 2 文字コード「FM」を追加。
- フランス語とスペイン語版の編集上の修正を行い、正確性を向上させるとともに全言語における一貫性を確保。

WIPO 標準 ST.3 の改定版は、以下の言語で利用可能です。

英語: https://www.wipo.int/en/web/standards/part_03_standards

フランス語: https://www.wipo.int/fr/web/standards/part_03_standards

スペイン語: https://www.wipo.int/es/web/standards/part_03_standards

WIPO 標準は、知財情報や文献の管理・処理に関して世界的に認められた共通の枠組みを提供しています。WIPO 標準のリストは、[WIPO Handbook on Intellectual Property Information and Documentation](#) の Part 3 に掲載されています。同ハンドブックは、知財データ・情報・文献に関連する WIPO 標準、勧告、ガイドラインのための信頼性の高い情報源です。

WIPO 標準についての詳しい情報は、以下の URL をご確認下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/standards>

WIPO グローバルアワード 2026: 世界中のスタートアップ企業や中小企業を対象に募集を開始



WIPO グローバルアワードは、知財 (IP) を活用して事業成長と社会的価値の創出を実現するスタートアップ企業や中小企業を表彰するものです。本アワードは 2022 年に初開催され、知財を現実世界の価値へと転換する革新的で創造的な企業を称えることを目的としています。

WIPO グローバルアワード 2026 の応募受付期間は 2026 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までです。応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン

語、ロシア語で受け付けます。あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募できます。

2026 年は 10 社が表彰され、全分野からスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社、(今年の世界知的財産の日のテーマに呼応して) 新しいテーマ別のスポーツ分野賞に中小企業 1 社、また特別表彰 2 社 (最優秀女性起業家と最優秀若手起業家) が選出されます。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得ると共に、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。更に、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと連携可能な機会も提供されます。アワード受賞者は、2026 年 7 月に予定されている WIPO 総会開催期間中のジュネーブでの授賞式への招待を受けます。

アワードの詳細と応募に関する情報は、以下の URL からアクセスして下さい。

www.wipo.int/en/web/awards/global

2026 年 4 月 26 日 世界知的財産の日

知財とスポーツ: Ready, Set, Innovate!



世界知的財産の日 2026 のテーマは「知財とスポーツ」とし、知財がどのようにしてスポーツ界全体の創造性とイノベーションを促進しているのかを探ります。

知的財産権は、最先端機器や革新的技術から、魅力的なブランドやデザインに至るまで、世界中の人々にインスピレーションを与え人の輪を繋げるダイナミックなスポーツ文化を様々な側面で支えています。世界知的財産の日 2026 では、情熱とアイデアをもってスポーツの未来を切り拓くクリエイターや発明者、起業家たちの活躍を称えます。

世界知的財産の日について詳しくは[こちら](#)から。

世界知的財産の日 2026 ユース動画コンテストが開始されました。応募締切は 2026 年 3 月 15 日です。スポーツ界で知財がイノベーションをどのように促進しているのかを創造力を発

揮して紹介しましょう。最大 3,000 スイスフラン相当の賞品を獲得するチャンスです。詳細は、以下の URL にアクセスして下さい。

<https://www.wipo.int/ja/web/ipday/2026/video-competition>

世界知的財産の日 独自キャンペーン企画のアイデアは、以下の URL から入手可能です。

<https://www.wipo.int/ja/web/ipday/create-your-campaign>

PCT アップデート

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (手数料)

BG: ブルガリア (2026 年 2 月 1 日よりブルガリア・レフによる支払の受領停止)

DK: デンマーク (手数料)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料)

FI: フィンランド (手数料)

IL: イスラエル (手数料)

SV: エルサルバドル (紙形式による写しの部数、代理人としての要件)

調査手数料及び予備審査手数料 (イスラエル特許庁)

イスラエル特許庁は、国際調査及び国際予備審査機関としての役割 (ISA/IPEA) に関する国際事務局との取決めの附属書 D (“Fees and Charges”) の Part I が改訂された旨を国際事務局 (IB) に通知しました。これらの改訂は、2026 年 3 月 1 日に発効し、関連手数料の新料金は以下の通りです。

調査手数料	4,203	イスラエルシェケル
追加調査手数料	4,203	イスラエルシェケル
予備審査手数料.....	1,801	イスラエルシェケル
予備審査のための後払手数料、料金は規則 58 の 2.2 に設定		
追加予備審査手数料	1,801	イスラエルシェケル
配列表の後払手数料.....	540	イスラエルシェケル
1 文献あたりの写しの料金.....	52	イスラエルシェケル

2026 年 3 月 1 日より、受理官庁として行動する IB に支払う、調査機関としてのイスラエル特許庁 (ISA/IL) が徴収する調査手数料の換算額は、1,333 米国ドル、1,064 スイスフラン、1,142 ユーロと設定されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (IL)、附属書 E (IL) が更新されました)

最小限資料の部分を構成する特許・実用新案文献 (国立産業財産機関 (INPI) (フランス))

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) は、2026 年 3 月 8 日より、最小限資料の部分を構成する特許文献の利用可能性について、PCT 規則 34.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) が公開した特許文献の詳細は、2026 年 1 月 8 日付の[公示](#) (PCT 公報) に公表されました。PCT 最小限資料を構成するその他の特許文献の詳細は、2025 年 10 月 23 日付と 10 月 30 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

PCT 関連資料の最新/更新情報

特許協力条約及び規則の刊行

特許協力条約及び規則の両方の条文を収録した小冊子 (WIPO 刊行物 274) が、2026 年 1 月 1 日付で更新され刊行されました。新しい小冊子 (訳者注: 電子版) は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で、以下の URL から入手可能です。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4829

ISA 及び IPEA の取決めの改訂版 (イスラエル特許庁)

イスラエル政府と世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局との間で締結された取決めの改訂版が 2026 年 3 月 1 日に発効します。当取決めは、特許協力条約に基づく国際調査機関と国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁の役割に関するもので、以下の URL に掲載されています。

www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-il-2026.pdf

ロシア語による PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン

2026 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則改正を実施するための PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン改訂版が、英語、フランス語とスペイン語に加え、ロシア語でも利用可能となりました。

www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf

PCT ウェビナーのプレゼンテーション資料

WIPO の PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が、全 15 回のウェビナーシリーズを WIPO と共催しました。

Session 1: What is PCT? Why we care? Paris path versus PCT

Session 2: Planning for PCT and Paris, Article 4 of Paris, SAOSIT, Making use of WIPO DAS

Session 3: Selecting a Receiving Office, RO/US versus RO/IB

Session 4: Selecting an International Searching Authority

Session 5: Preparing a PCT Request – Making use of ePCT and getting benefit of validations, avoiding malpractice on priority claim mistakes

Session 6: Using workplace collaboration features of ePCT as you lead up to the PCT Filing, shared address book, external signatures, document reviews

Session 7: E-Filing of the PCT Application and docketing of PCT thereafter

Session 8: What to do when the International Search Report and Written Opinion arrive, do you file a Demand?

Session 9: Using ePCT for ‘actions’ such as 92bis requests, communicating with ISAs

Session 10: Mechanics of filing a Demand, steps before and after filing the Demand

Session 11: Understanding and using the five kinds of PCT declarations

Session 12: National-phase entry generally – tips for some Offices

Session 13: Choosing between US national-phase entry and bypass continuation

Session 14: Best practices and procedure for US national-phase entry

Session 15: Making use of PCT-PPH, and comparison with Track I

プレゼンテーション資料一式と公開予定の録画は、[講演者のブログ](#)から無料でアクセスできます。

近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series: エピソード 3 Mastering PCT time limits (2026 年 1 月 29 日配信)

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 3 Mastering PCT time limits が 2026 年 1 月 29 日午後 3 時から 4 時まで (中央ヨーロッパ時間) 配信予定です。本ウェビナーでは、PCT が定める期間、期間の計算方法、期間の管理や PCT の期間を発動させる最も重要な PCT 様式について解説します。PCT 法務・ユーザ関連部の副部長である Matthias Reischle-Park が講演します。

ウェビナーは無料です。[こちら](#)から登録され、是非ご参加下さい。

ディスタンスラーニングコース: 「特許協力条約入門」の受講受け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学习形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

実務アドバイス

優先期間の最終日に出願する必要が生じた場合、国際出願に含めるべき必須書類は何でしょうか？

Q: 優先期間の最終日の今朝、クライアントから当特許事務所に PCT 出願の依頼がありました。明細書、請求の範囲と図面は、優先権を主張した出願と同一の内容です。出願に含めたい書類全てが揃って

いるのかをクライアントに再確認する必要がありますが、優先期間を逃してしまう懸念があります。優先期間が満了する前に国際出願に必ず含めるべき書類は何かを教えてください。

A: 優先期間が満了する前に、出願人は、国際出願日を取得するのに必要な全ての書類、且つ国際出願日を変更せずに、国際出願後に追加や補充ができない情報（訳者注: すなわち、国際出願後に追加や補充をすると国際出願日が繰り下がってしまう情報）を提出しなければなりません。

国際出願日を取得するための要件は、[PCT 第 11 条\(1\)](#) に規定されています。書誌情報に関しては、出願人の氏名に加え、PCT 締約国である国の国籍又は居住地を明記することが不可欠です。この情報は、出願人が、受理官庁に国際出願をする資格を居住地又は国籍上の理由により明らかに欠いていないことを示すために必要です。居住地又は国籍は、関連する締約国の国内法令に基づき、受理官庁が決定します。更に、[PCT 第 11 条\(1\)\(i\)](#) 及び [\(ii\)](#) は、出願は、管轄する受理官庁に所定の言語で提出することを規定しています。但し、これらの条件が充足されない場合、[PCT 規則 19.4](#) の下、受理官庁によって、その出願は、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に転送されます（訳者注: 規則 19.4 による転送の場合は、最初の受理官庁での受領日が国際出願日と認定されます）。国際事務局は、全ての締約国の管轄受理官庁であり、あらゆる言語の直接出願を受領し国際出願日を付与しています。

提出される国際出願の願書には、(上述のとおり) 出願人の氏名、住所と国籍を記載しなければなりません。但し、住所に不正確な点があったとしても、居住地又は国籍上の理由により出願人が受理官庁に国際出願を行う資格を有することを証明できる場合には、[PCT 規則 92 の 2](#) に基づき、付与された国際出願日を変更せずに、国際出願後に変更の記録を要請できる可能性があります。

国際出願日を取得するには、国際出願の願書に、PCT 出願としての意図を示す旨の表示と少なくとも 1 つの PCT 締約国の指定を含む必要があります。これらの表示は、各受理官庁が PCT 出願用に認めている電子出願システムによって自動的に表示されるのが通常です。なお、[PCT 規則 4.9](#) は、PCT 願書の提出は、国際出願日において PCT に拘束される全ての締約国の指定を構成することを規定しています。

願書には署名が必要であり、代理人が署名する場合には、原則として出願人が署名した委任状を提出しなければなりません ([PCT 規則 4.1\(d\)](#)、[4.15](#)、[26.2 の 2\(a\)](#)、[51 の 2.1\(a\)\(vi\)](#) 及び [90](#))。但し、大部分の受理官庁は委任状の提出要件を放棄しているため、委任状が不足している場合でも提出を求めることはありません (各受理官庁の詳細は、[PCT 出願人の手引](#) 附属書 C とウェブページ [Waivers of powers of attorney requirement](#) を参照)。また、[PCT 第 14 条\(1\)\(a\)\(i\)](#) と [PCT 規則 26](#) に基づき、署名に関する欠陥は、国際出願日を変更することなく、国際出願後に署名を追加し補充することが可能です。従って、優先期間を逃してしまうリスクを冒してまで出願人 (又は代理人) の署名を取得しようとする必要はありません。但し、後日出願を取り下げる必要が生じた場合に備え (この場合、[PCT 規則 90 の 2.5](#) により、常に全出願人の署名が必要となります)、可能な限り早くご自身のファイルに委任状を保有しておくことが重要です。また、国内段階において、指定官庁から国際段階で提出されなかった委任状の提出を求められる場合もあります。

国際出願する前には他にもクライアントに確認すべき詳細があります (たとえ出願後の特定の期間内にそれらの詳細情報の追加や補充が国際出願日を変更せずに可能であったとしてもです)。例えば、優先権の主張 ([PCT 規則 4.10](#) と [26 の 2](#))、申立て ([PCT 規則 4.17](#) と [26 の 3](#)) や継続出願若しくは一部継続出願としての指定に関する表示 ([PCT 規則 4.11](#) と [26 の 4](#)) は、国際出願日を変更せずに追加や補充が可能です (訳者注: ですが、国際出願する前に確認して記載することがベストプラクティスです)。な

お、国際出願日の付与後であっても、国際出願日を変更せずに国際出願の要約を提出することもできます。

更に、手数料は国際出願日から 1 か月以内に支払うことができ ([PCT 規則 14.1\(c\)](#)、[15.3](#) と [16.1\(f\)](#) 参照)、後払手数料の支払いを条件に更に 1 か月期間を延長して支払うことも可能です ([PCT 規則 16 の 2](#) 参照)。受理官庁は、調査手数料の支払いが完了するまで調査用写しを国際調査機関に送付しません。調査手数料の支払時期が、出願人が国際調査報告と見解書を受領する時期に影響を及ぼす可能性があることから、調査手数料は可能な限り早く支払うことが推奨されます。国際調査及び/又は国際公開に必要な翻訳文も可能な限り早く提出して下さい。詳細は [PCT 規則 12.3](#) と [12.4](#) をご参照下さい。

より詳しい情報は、以下の PCT ニュースレターの実務アドバイスに掲載されています。

- 代理人として署名し行為する資格について: [2025 年 7-8 月号](#)、[2025 年 3 月号](#)、[2024 年 2 月号](#)、[2020 年 6 月号](#)
- 申立てについて: [2014 年 2 月号](#)
- 要約について: [2001 年 8 月号](#) (英語版)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026年2月号 | No. 02/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会 – 第 18 回会合

PCT 作業部会の第 18 回会合は、2025 年 2 月 18 日から 20 日に開催された前回の協議に続き、2026 年 2 月 2 日に再開されました。第 18 回会合では本作業部会により、以下の議題が協議されました。

国際出願の電子処理

本作業部会は、電子サービスの改善と PCT 手続のために提供される個人データの保護水準の向上を目的として、2026 年 7 月の PCT 同盟総会の会合で承認を得るため、PCT 規則 4、45 の 2、92 の 2 と 94 の改正案を提出することに合意しました。当改正案では、国際出願手続のために電子メールアドレスと電話番号の提供を義務付けること、一般がアクセス可能な一件書類から特定の個人データの除外を認めること、優先日から 30 か月が経過した後に通信用の住所変更を可能とするための根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/8 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス I 参照)。

PCT 手数料の換算額の設定

本作業部会は、換算額の設定プロセスを合理化し、為替レートの変動から新換算額の適用までの時間を短縮するため、「所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」の修正案を PCT 総会に提出することに合意しました (文書 PCT/WG/18/12 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス II 参照)。

取下げの通知書 (様式 PCT/RO/136) の写しを出願人に送付することの提案

本作業部会は、原則として、実施細則第 326 号及び PCT 受理官庁ガイドライン 322 項の修正を承認しました。当修正では、受理官庁が、出願取下げの効力を発生させる通知書を国際事務局に送付する際に、出願取下書の処理状況を出願人にも通達する (訳者注: 取下げの通知書の写しを出願人に送付する)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

ことを希望する場合に、その通達を可能とする根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/10 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス III 参照)。

指定官庁における国内段階移行手段の手段

本作業部会は、国内段階移行の電子手段に限った手続に関する調査と、指定又は選択官庁が、所定の条件の下、出願人に対して国内段階移行の電子手段による手続を要求できるように認める PCT 規則改正案について議論しました。本作業部会は、会合で寄せられた意見を考慮し、改正案を更に検討するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/4 Rev. 参照)。

国際公開関連の処理

本作業部会は、国際調査報告と、第 19 条に基づき補正された請求の範囲に関する説明書を分けて国際公開する形式への変更案について議論しました。当変更案により公開手続が簡素化され、テキストベースの処理が促進されることとなります。本作業部会は、寄せられた意見を考慮し、追加情報や修正案を提示するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/13 参照)。

国際調査機関と国際予備審査機関の任期延長の手続

本作業部会は、PCT 同盟総会 (PCT 総会) が国際調査機関及び国際予備審査機関の任期延長を決定する手続、並びに国際事務局と各機関との間で締結される関連する新たな取決めの様式について合意しました (文書 PCT/WG/18/5、PCT/WG/18/6 及び PCT/WG/18/15 参照)。

その他の事項

本作業部会は、以下の議題も扱いました。

- PCT の下での技術支援の調整 (文書 PCT/WG/18/9 参照)
- 特許審査官研修の調整 (文書 PCT/WG/18/11 参照)
- PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/17 参照)
- 配列表タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/18 Rev. 参照)
- 配列表の処理 (文書 PCT/WG/18/14 参照)
- 国際調査報告のフィードバック試行プログラムに関する報告。当試行プログラムでは、参加庁は国内段階に移行する国際出願について、参加する国際調査機関が発行した国際調査報告に対するフィードバックを提供 (文書 PCT/WG/18/7 参照)。
- 知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (文書 PCT/WG/18/16 参照)
- PCT 規則 26.3 の 3 のフランス語版における軽微な修正 (文書 PCT/WG/18/3 参照)
- 国際出願の提出手段に関連する付随的改正 (文書 PCT/WG/18/19 参照)
- 第 31 回 PCT 国際機関会合の報告 (文書 PCT/WG/18/2 参照)

要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/18/20) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声テキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86208

PCT 作業部会 – 第 19 回会合

PCT 作業部会の第 19 回会合は、2026 年 2 月 4 日に開かれました。本会合は中断されましたが、将来再開の予定です。本会合の文書は、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

PCT 技術協力委員会

PCT 技術協力委員会の第 33 回会合が、2026 年 2 月 2 日と 3 日にジュネーブにて開催されました。

本委員会は、PCT の国際調査機関と国際予備審査機関 (ISA/IPEA) として選定されることを目的としたメキシコ産業財産機関 (IMPI) による申請について議論しました (文書 PCT/CTC/33/27 参照)。また、本委員会は、2027 年 12 月 31 日に任期満了となる既存の 25 全ての ISA/IPEA の任期延長の申請についても議論しました (文書 PCT/CTC/33/2 から 26 参照)。本委員会は、IMPI を ISA/IPEA として選定すること、並びに既存の全ての ISA/IPEA の任期延長を PCT 総会に勧告することに合意しました。

本委員会は、各官庁・機関が、2028 年 1 月 1 日より、国際事務局と締結する ISA/IPEA としての役割に関する個別の取決めの作成の基礎として使用する、取決めのひな型の新様式も承認しました。新様式では、各 ISA/IPEA の運用情報を記載した別添アネックスは廃止され、当該情報は公示 (PCT 公報) に掲載され、PCT 出願人の手引に反映されることとなります。新様式を承認するにあたり、本委員会は、取決めの新様式を使用するために必要な PCT 規則改正案を PCT 総会に提示することに合意しました (文書 PCT/CTC/33/28 参照)。これらの改正案は、2026 年 7 月に開催される PCT 総会において協議されます。同総会では、IMPI の選定と既存の ISA・IPEA の任期延長が決定され、必要に応じて各官庁・機関と国際事務局との間の個別の取決め案も承認される予定です。

議長による要約 (文書 PCT/CTC/33/29) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声テキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

PCT ユーザ満足度調査がユーザ満足度の高さを公表

WIPO の最新ユーザ満足度調査 (2025 年後半に実施) では、PCT は強固な制度で一貫性があり、高く評価されるサービスを継続して提供していることを示す結果となりました。

全般的に、回答者の 90% が、WIPO が提供する PCT 関連サービスについて「非常に満足」(44%) 又は「満足」(46%) していると回答しました。この結果は、2023 年と 2021 年の先般の調査結果と同様で、2019 年の満足度 88% の評価からわずかに上昇しています。

本調査は、WIPO がユーザ満足度を調査し、サービスを継続的に向上する取り組みの一環として、2 年ごとに実施しているものです。最新の調査は 2025 年の第 4 半期に PCT 全 10 公開言語で実施され、1,700 件以上の回答が寄せられました。

回答者には、国際事務局 (IB) (受理官庁としての役割を含む) による PCT 出願の処理、ePCT 機能・サービス、PCT 関連資料や WIPO が実施する研修など、多様なサービスに関する評価が求められました。また、意見や改善を望む分野について提案可能なコメント欄も設けられました。

調査結果は IB により詳細に分析され、PCT サービスの向上に役立てられます。PCT に関するご意見・ご提案は、随時 PCT 法務・ユーザ関連部までお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

調査結果の概要は、以下の URL からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2025.pdf>

世界知的財産報告書 2026 で注目される技術普及

WIPO の新たな報告書による分析では、新たな発明が広く利用され、影響力のあるイノベーションへと発展する上で重要な要因を明らかにしています。

世界知的財産報告書 2026: Technology on the Move では、技術利用に関する 250 年にわたる歴史データと 50 年間の特許データに基づき、技術普及の変容するパターンを探求しています。

本報告書では、新たなイノベーションは、過去の時代よりもはるかに急速に普及していることを明らかにしています。新技術の発明からその技術が世界で初めて利用されるまでの時間は短縮され、先進国とその他の国々との技術利用の格差は、最新の技術 (特にデジタル技術) になるほど縮小しています。

しかしながら、技術が国境を越えてかつてない速さで拡散する一方で、発展途上国において技術を広く普及させるには多くの課題が残っており、新技術の可能性を最大限に実現するためには、協調的な政策実施が必要となります。

本報告書の詳細は、以下の URL をご利用下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0002.html

本報告書は、以下の URL から入手可能です。

<https://www.wipo.int/web-publications/world-intellectual-property-report-2026/en/index.html>

PATENTSCOPE が検証済みの標準必須特許 (SEP) 検索機能を導入

WIPO は、検証済みの標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) をユーザが検索できる新機能を追加し、グローバル特許データベースである PATENTSCOPE を強化しました。

今回の機能強化は、2025 年に導入された「宣言済みの標準必須特許」の検索機能を発展させたもので、当機能では、特許権者が技術標準にとって潜在的に必須であると宣言した特許の検索が既に可能となっています。

新機能では、パテントプール管理者を代行する独立した専門家が客観的に標準必須特許として検証した特許を特定することで、検索機能を更に発展させています。今回初となる検証済み必須データの提供は、パテントプール管理者である Sisvel が行いました。WIPO は、検証済みデータソースの更なる拡張に向け、関係者と協議を進めています。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/patents/w/news/2026/patentscope-introduces-verified-sep-searches-announces-upcoming-user-webinars>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

ARIPO がグローバル PPH 試行プログラムに参加

2026 年 1 月 6 日、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加し、参加庁数は 29 となりました。

当試行プログラムでは、いずれかの参加庁からの成果物 (国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの PCT 見解書、又は特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を含む) に基づき、他の参加庁のいずれかに対し早期審査の請求が可能になります。但し、先の審査官庁により少なくとも 1 つの請求の範囲が特許性ありと認められ、且つ、その他に適用される資格基準を満たしていることが条件となります。当試行プログラムは、単一の参加要件を使用し、既存の PPH ネットワークを簡素化・強化し、ユーザによる利便性を高めることを目的としています。

GPPH に関する詳細は、以下の URL に掲載されています。

<https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/globalpph.html>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページは更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

国立知的財産センター (ベラルーシ) が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

国立知的財産センター (ベラルーシ) は、2026 年 1 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始した旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=27>

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (欧州特許庁)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づき、欧州特許庁 (EPO) は、2026 年 1 月 27 日から 2 月 26 日までの間に期間が満了する PCT 規則で定められた EPO における手続の期間を、当該期間中にポルトガルで発生した暴風雨の影響により遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、EPO に対し遅滞の許容を請求する場合、証拠提出の必要性が免除される旨を国際事務局に通知しました。

詳細は、EPO ウェブサイトに掲載された通知をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/notice-10-february-2026>

ジュネーブ国際発明展

第 51 回ジュネーブ国際発明展が、2026 年 3 月 11 日から 15 日までジュネーブの Palexpo で開催されます。本発明展は毎年開催され、参加者が最先端の発明を披露する機会を提供しています。今年は、40 の国と地域から 1,000 点を超える発明が一同に会します。

世界知的所有権機関 (WIPO) は本発明展でブースを開設し、PCT をはじめとする各部門から WIPO の専門家が常駐し、出展者と一般を対象とした個別プレゼンテーションやウォークイン相談会を実施します。ご来場の際は、是非 WIPO ブースへお立ち寄り下さい。

本発明展に関する詳細は、以下の URL から入手可能です。

<https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/>

PCT アップデート

AU: オーストラリア (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

オーストラリア特許庁 (IP Australia) は、自庁と知識財産処 (MOIP) (韓国) に加え、欧州特許庁 (EPO) とシンガポール知的財産庁 (IPOS) を、受理官庁としての自庁になされる国際出願について、管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。当指定は 2026 年 3 月 1 日より発効します。EPO の指定は 2 年間の試行プログラムの一環です (下記 SG: シンガポールも参照)。

オーストラリア特許庁と EPO からの情報は、以下の URL をご参照下さい。

<https://www.ipaustralia.gov.au/news-and-community/news/international-search-options-expand-for-australian-patent-applicants>

<https://www.epo.org/en/news-events/news/collaborating-impact-epo-and-ip-australia-reach-new-milestones>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AU) が更新されました)

BY: ベラルーシ (手数料)
 DO: ドミニカ共和国 (手数料)
 EP: 欧州特許庁 (手数料)

2026 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料	160 ユーロ
優先権書類の手数料	125 ユーロ
優先権の回復請求手数料.....	790 ユーロ

同日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、以下の手数料の額も変更になります。

指定された 1 つ以上の EPO 締約国に対する 指定料	720 ユーロ
請求の範囲手数料:	
– 16 以上、50 まで 各請求の範囲につき	290 ユーロ
– 51 以上の各請求の範囲につき	720 ユーロ
(国際) 出願の調査手数料	1,595 ユーロ
手続続行手数料:	
– 手数料の遅延支払の場合.....	変更なし
– その他の場合.....	315 ユーロ
配列表の遅滞提出手数料	280 ユーロ
審査手数料:	
– 補充欧州調査報告が作成 される場合の (国際) 出願	2,010 ユーロ
– 補充欧州調査報告が作成 されない場合の (国際) 出願	2,240 ユーロ
第 3 年度の更新手数料	725 ユーロ

また、国際調査報告又は補充国際調査報告がオーストリア特許庁、又は集中化に関する議定書に基づきフィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT)、ヴィシエグラード特許機構により作成された国際出願について、支払う国内手数料の調査手数料の減額額も変更になります。2026 年 4 月 1 日から適用される 2026 年 4 月 1 日より適用される、この減額の新料金は 1,365 ユーロです。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP)、国内編、概要 (EP) が更新されました)

なお、国際調査、補充国際調査と国際予備審査に関連する所定手数料の変更は、下記の該当するカテゴリーにも掲載されています。

GB: 知的財産庁 (英国) (手数料)

JP: 日本国 (FAX サービスの終了)

2026 年 4 月 1 日より、日本国特許庁 (JPO) は、FAX サービスの利用を終了し、国際出願やその他の書類の FAX による提出は受理しません。

RU: ロシア連邦 (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) は、2026 年 2 月 1 日以降に受理官庁としての当局になされる国際出願について、自局に加え、ユーラシア特許庁 (EAPO)、欧州特許庁 (EPO) と共に、サウジ知的財産機関 (SAIP) を管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (RU) が更新されました)

SK: スロバキア (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 3 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

イスラエル特許庁 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

シンガポール知的財産庁 (IPOS) オーストラリアドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁が行う国際調査について、ユーロで支払う額、その他の通貨に適用される換算額 (以下に記載)、並びにその他の手数料も変更になります。

調査手数料 1,885 ユーロ

追加調査手数料 1,885 ユーロ

異議申立手数料 1,070 ユーロ

検査手数料 1,070 ユーロ

遅延提出手数料 280 ユーロ

2026 年 4 月 1 日より、次の特許庁が行う国際調査の調査手数料と追加調査手数料の額も、1,885 ユーロに変更されます: オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、スペイン特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構 (VPI)。同日付で、その他の通貨に適用される調査手数料の換算額も変更されます。

2026 年 4 月 1 日より、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、97,060 トルコリラに変更されます。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)	ユーロ、米国ドル
欧州特許庁 (EPO)	オーストラリアドル、スイスフラン 中国元、デンマーククローネ、イギリスポンド、ハンガリーフォリント、アイスランドクローナ、日本円、ノルウェークローネ、ニュージーランドドル、スウェーデンクローナ、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	ユーロ、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、EA、EP、ES、FI、IL、RU、SG、TR、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、ヴィシエグラード特許機構 (VPI) が行う補充国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金は 1,885 ユーロです。

同日付で、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う補充国際調査についても、トルコリラで支払う額が 97,060 トルコリラ変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XV) が更新されました)

国際予備審査に関連する予備審査手数料とその他の手数料 (欧州特許庁)

2026 年 4 月 1 日より、国際予備審査機関としての欧州特許庁にユーロで支払う、以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料	2,010 ユーロ
追加予備審査手数料	2,101 ユーロ
異議申立手数料	1,070 ユーロ
遅延提出手数料	280 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP) が更新されました)

近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 4 “Get on the e-filing highway” が、2026 年 3 月 19 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ時間) まで配信予定です。Pascal Piriou (WIPO PCT 国際協力部所属の上級カスタマーサポートアシスタント) が、ePCT を利用した PCT 出願の提出方法を実演します。ePCT は、WIPO の安全なオンライン出願プラットフォームであり、出願手続を円滑化するために開発され、多くの国内知財庁で認められている出願システムです。

このウェビナーは無料で、シリーズの前のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、[こちら](#)からご登録下さい。

また、エピソード 3 の韓国語版ウェビナーは、2026 年 2 月 26 日 (韓国現地時間の午後 4 時半から 5 時半) に配信されます。[こちら](#)からご登録下さい (訳者注: ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース: 「特許協力条約入門」の受講受け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進捗を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

実務アドバイス

国際予備審査を請求した後の PCT 第 34 条に基づく補正書の提出

Q: 国際予備審査の請求書を明細書と図面の補正書と共に提出したいと考えています。請求書を提出するための期間が満了間近となっています。補正書が準備できていない場合、その提出期間を延長することは可能でしょうか？

A: 国際予備審査は任意の手続であり、国際段階において出願人が国際出願の明細書、請求の範囲や図面を補正できる唯一の機会です。この補正をする機会は [PCT 第 34 条](#) に規定され、同条は、出願人が国際予備審査機関 (IPEA) と口頭や書面で連絡する権利も定めています。従って、IPEA の審査官は、出願人が提出した補正書や抗弁を審査することが可能となり、これにより出願人は、IPEA が国際予備審査報告を作成する前に、[PCT 規則 66.3](#) 及び [66.4](#) に基づき、補正をする追加の機会を得ることができます。これに対し、国際予備審査の請求をしない場合には、出願人は、[PCT 第 19 条](#) に基づき、国際事務局に対し国際出願の請求の範囲を補正する機会が一度あるのみで、補正された請求の範囲は公開されるものの、その補正は国際段階では審査されません。国際予備審査は、PCT 第 II 章の規定に基づく手続であることから、よく第 II 章の手続と呼ばれます。

国際予備審査の請求をするための期間は、(i) 国際調査機関 (ISA) による国際調査報告 (ISR) や見解書の送付日から 3 か月、又は (ii) 優先日から 22 か月の、いずれか遅く満了する期間となります ([PCT 規則 54 の 2.1\(a\)](#))。

IPEA は、原則として、国際予備審査の請求書、必要な手数料の支払、ISA の ISR と見解書を入手次第速やかに審査を開始することができます。但し、[PCT 規則 55.2](#) に基づく必要な翻訳文が提出されている場合に限りです。審査が早期に開始されるほど、出願人は、IPEA が報告を作成する前に審査官と協議する時間がより多く確保できることから、国際調査の結果を受け取った後できる限り速やかに国際予備審査の請求をし、適用される手数料を支払うことが推奨されます。なお、[PCT 規則 66.4 の 2](#) に基づき、IPEA は、見解書又は国際予備審査報告の作成を開始した後に受領した補正書や抗弁は考慮に入れる必要はない点から、出願人には、請求書と同時にそれらの書類を提出することをお勧めします。

[PCT 規則 54 の 2.1\(a\)](#) に基づく国際予備審査の請求をするための期間が満了間近の時点で、補正書が準備できておらず、且つ、出願人がその補正書に基づいた国際予備審査の開始を希望するのであれば、少なくとも請求書とその期間内に確実に提出することが重要です¹。出願人が、PCT 第 34 条に基づいた補正後の明細書、請求の範囲又は図面を基礎とした国際予備審査の開始を希望する場合には、その旨を請求書に表示する必要があります ([様式 PCT/IPEA/401](#) 第 IV 欄)。その表示をしたにもかかわらず、補正書が実際には提出されていない場合には、IPEA は出願人に対し、補正書提出の求めに定められた期間内に補正書を提出するよう求めます ([PCT 規則 60.1 \(g\)](#)) ([様式 PCT/IPEA/431](#) を使用)。IPEA は、補正書の受領、又は求めに定めた期間の満了のいずれかが先に生じるまでは、国際予備審査を開始しません ([PCT 規則 60.1\(g\)](#) 及び [69.1\(e\)](#))。なお、補正書の受領の遅れ、又は期間の満了を待つことにより IPEA の審査の開始が遅れたとしても、IPEA は [PCT 規則 69.2](#) の定める期間内、すなわち (必要な翻訳が請求書と共に提出されている場合)、優先日から 28 か月、又は審査の開始から 6 か月の期間のうち、遅く満了する期間内に報告を作成する必要のあることから、出願人は、審査官と協議する時間が短縮される可能性のある点にご留意下さい。

追加の情報は、PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- [2005 年 3 月号](#): 予備審査を請求した場合における、ISA の見解書に対する公式な応答の期限
- [2019 年 6 月号](#): (PCT 規則 69.1(a) の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング

¹ 請求書は、ePCT を利用して国際事務局に提出することができ、国際事務局は PCT 第 31 条(6)(a) と PCT 規則 59.3 に従い、請求書を管轄 IPEA に送付します。この場合、請求書は、国際事務局が受領した日に管轄 IPEA が受領したものとみなされます。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026年3月号 | No. 03/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 出願件数は 2025 年も増加

PCT 制度を利用して出願された国際特許出願件数は、2025 年に世界全体で 0.7% 増加して 275,900 件に到達し、2 年連続の増加となりました。

2024 年と同様、情報通信技術が特許出願の大きな割合を占めました。PCT 出願全体の 5 分の 1 以上が、デジタル通信 (11.1%) とコンピュータ技術 (9.6%) に関連しており、デジタル通信と半導体分野の出願件数はそれぞれ 6.1% 増加しました。

中国は、73,718 件の出願件数を記録し (2024 年比で 5.3% 増)、引き続き PCT 出願の最多出願国となりました。続く上位は、米国 (52,617 件で 3.0% 減)、日本 (47,922 件で 1.0% 減)、韓国 (25,016 件で 4.9% 増)、ドイツ (16,441 件で 1.8% 減) が占めました。

出願国上位 10 か国における 2025 年の PCT 出願件数と総出願件数に対する各国の割合は、以下の通りです (速報値)。

1.	中国	73,718	26.7%
2.	米国	52,617	19.1%
3.	日本	47,922	17.4%
4.	韓国	25,016	9.1%
5.	ドイツ	16,441	6.0%
6.	フランス	7,778	2.8%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

7.	英国	5,809	2.1%
8.	スイス	5,012	1.8%
9.	オランダ (王国)	4,239	1.5%
10.	スウェーデン	3,857	1.4%

上位 8 か国は、2024 年と同じ順位を維持しました。オランダは 1 つ順位を上げて 9 位となり、スウェーデンは 10 位に浮上した一方で、インドは 2024 年の 9 位から 2025 年には 12 位に後退しました。

中国に拠点を置く通信企業のファーウェイ・テクノロジーズは、2025 年に 7,523 件の PCT 出願が公開され、9 年連続で PCT 出願人の首位を維持しました。続く出願人上位 10 では、さらに中国から 3 社、韓国 3 社、日本 2 社、米国 1 社が占めました。各出願人による 2025 年に公開された PCT 総出願件数は以下の通りです。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co., Ltd) (中国)	7,523
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (韓国)	4,968
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,227
4.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (韓国)	2,400
5.	寧徳時代新能源科技股分有限公司 (Contemporary Amperex Technology Co., Limited) (中国)	2,203
6.	パナソニック IP マネジメント株式会社 (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd) (日本)	2,094
7.	LG エナジーソリューション (LG Energy Solution, Ltd) (韓国)	1,958
8.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,946
9.	北京小米移動軟件有限公司 (Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd) (中国)	1,921
10.	三菱電機株式会社 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	1,835

インドのジオ・プラットフォームズ・リミテッドは、公開された PCT 出願件数が 971 件と大幅に増加したことで、世界上位 20 入りを果たしました。その他、上位 20 にランクイン又は復帰した出願人には、NTT ドコモ (日本)、ノキア・テクノロジーズ OY (フィンランド)、北京紫濤網絡技術有限公司 (中国) などが含まれました。

教育分野における出願では、カリフォルニア大学が 488 件の PCT 出願公開件数で首位に立ちました。同分野の出願人上位 10 には、この他、米国の 5 つの機関に加え、中国の大学 2 校、日本と韓国からそれぞれ 1 校がランクインしました。

2025 年の PCT 出願についての詳細 (全出願国の結果を含む) は、プレスリリースとアネックスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0003.html

(訳者注: アネックス 2 の上位出願人リストにおいて、一部集計に誤りがありました。最新の統計は、「[Intellectual Property Statistics](#)」のウェブページ下部に掲載の「PCT Statistics」のエクセル表 (XLS) をご参照ください。)

なお、国際事務局 (IB) では 2025 年に国内及び広域官庁に出願された一部の PCT 出願はまだ受理していないため、上記は暫定値である点にご留意下さい。最終値は、本年の後半に公表される予定です。

ジュネーブ国際発明展が世界のイノベーションを紹介

第 51 回ジュネーブ国際発明展は、5 日間にわたる盛況の末、無事閉幕しました。2026 年 3 月 11 日から 15 日にかけて、発明家、投資家、一般市民がジュネーブ空港隣接の国際会議場パレクスポに集い、35 の国と地域から出展された 1,000 点を超える発明を鑑賞しました。

展示品で埋め尽くされた会場に加え、プレゼンテーションやワークショップなど充実したプログラムが提供され、子供や若者向けの様々なアクティビティも行われました。

今年の発明展では、3 万人以上の入場者を記録しました。

WIPO は今回も本発明展の後援団体の一つとなり、PCT チームのスタッフを含む同機関の職員約 50 名が会場に常駐し、参加者と交流するとともに、知的財産 (IP) 保護に関するあらゆる側面について専門的なアドバイスを提供しました。WIPO はスイス連邦知的財産機関と共同ブースを出展し、WIPO の職員たちは会場内を巡回して出展者や来場者と交流を行いました。

本発明展での WIPO 賞は、電車部品に接触せずに音響技術を用いて監視を行う Acoustic GearGuard テクノロジーを開発した、香港特別行政区の MTR Corporation Ltd に授与されました。

本発明展に関する詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/wipo-connects-with-innovators-at-the-2026-international-exhibition-of-inventions-geneva>

<https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/>

国際女性の日を記念して、知財分野のリーダーたちが女性イノベーターへの支援を呼びかける

WIPO は、世界中の多くの知的財産庁と連携し、女性や少女たちがクリエイティビティ、イノベーション、知的財産の分野で活躍する機会を広げるためのさらなる取り組みを呼びかけました。

3 月 8 日の国際女性の日を記念して発表された共同声明の中で、署名した知的財産庁は、知的財産制度を利用しやすくすること、女性が自らの成果の商業的利益を所有し管理できるようにする必要性を強調しました。

知財エコシステムにおいて、女性の存在感は依然として低いまです。WIPO の[世界知的財産指標 2025](#)によると、2024 年に公開された PCT 出願に記載された発明者のうち、女性が占める割合はわずか 18% でした。多国の政策立案者は、社会的公正の向上、女性の能力を発揮できる機会の創出、そして経済成長と持続可能な開発の推進に向けた取り組みの重要な一環として、男女格差の解消を目指しています。

共同メッセージは以下の URL に掲載されています。

<https://www.wipo.int/documents/d/women/docs-en-2026-international-womens-day-ipos-joint-message.pdf>

女性と知財に関するより詳しい情報 (様々なイニシアチブの詳細を含む) は、以下の URL からアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/en/web/women>

リマインダー – スタートアップ・中小企業が対象の WIPO グローバル・アワード 2026 の募集

今年の WIPO グローバル・アワードへの応募はまだ受け付けています。締め切りは 2026 年 3 月 31 日です。

本アワードは、知的財産を活用して事業を成長させ、社会にプラスの影響を与えているスタートアップ企業や中小企業を称えるものです。様々な分野から選ばれるスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社に 10 の企業賞が授与されるほか、スポーツ分野の中小企業 1 社に (WIPO 世界知的財産の日 2026 のテーマに呼応して) テーマ別の賞が授与されます。さらに、「最優秀女性起業家賞」と「最優秀若手起業家賞」の 2 つの特別表彰も設けられています。

あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募でき、応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語で受け付けています。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得るとともに、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。また、2026 年 7 月に開催される WIPO 総会期間中にジュネーブで行われる授賞式を含め、受賞者には、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと交流する機会も設けられます。

詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

www.wipo.int/en/web/awards/global

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

オーストリアと中国間、チェコと中国間の PPH 試行プログラム

この度、2 つの特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムが延長されました。チェコと中国間の試行プログラムは、2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで 3 年間延長され、オーストリアと中国間の試行プログラムは、2026 年 3 月 1 日から 2031 年 2 月 28 日まで 5 年間延長されました。

詳細は、以下の URL に掲載されています。

https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/30/art_1340_203388.html

<https://upv.gov.cz/en/ip-rights/inventions-and-patents/cooperation-programs-and-bilateral-agreements>

https://english.cnipa.gov.cn/art/2026/3/2/art_3090_204815.html

<https://www.patentamt.at/en/all-news/news-detail/artikel/patent-prosecution-highway-mit-china-bis-2031-verlaengert>

国際出願の電子出願と処理

国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき 2026 年 10 月 1 日より、電子形式による国際出願の受理と処理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当局は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当局の要件や運用を含む通知は、2026 年 3 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notice/index>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (BH) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

特許商標庁（サンマリノ）が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

特許商標庁（サンマリノ）は、2026 年 5 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=158>

PCT アップデート

EG: エジプト (官庁名及び電子メールの変更、手数料の変更)

エジプト特許庁は、以下の通り、自庁名と電子メールを変更した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁名:	エジプト知的財産機関
電子メール:	patinfo@egypo.gov.eg (PCT 関連) egypa-info@egypo.gov.eg

同庁はまた、自国の法令において外国特許庁への国際出願を制限していない旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (EG) が更新されました)

ID: インドネシア (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)
 JP: 日本国 (手数料)

2026 年 5 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) と取扱手数料の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP)、E (JP) が更新されました)

KR: 韓国 (官庁名の変更)

知識財産処 (MOIP) (韓国) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 韓国知識財産処 (MOIP)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KR) が更新されました)

MN: モンゴル (電子メールの変更)
 UY: ウルグアイ (官庁名の変更)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 国立産業財産ソフトウェア登録局 (DNPIRS) (ウルグアイ)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (UY) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、北欧特許機構が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、14,080 デンマーククローネに変更になります。

同じく 2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、19,950 スウェーデンクローナに変更になります。

2026 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、欧州特許庁 (EPO) が行う国際調査の調査手数料について、オーストラリアドル (AUD) での換算額が新しくなります。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
フィンランド特許登録庁 (PRH)	スイスフラン、米国ドル
北欧特許機構	スイスフラン、ユーロ、アイスランドクローナ、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナ、米国ドル

スペイン特許商標庁	スイスフラン、米国ドル
スウェーデン知的財産庁 (PRV)	スイスフラン、デンマーククローネ、ユーロ、アイスランドクローナ、ウェークローネ、米国ドル
ヴィシェグラード特許機構 (VPI)	スイスフラン、ハンガリーフォリント、米国ドル

2026 年 5 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	韓国ウォン、米国ドル
インド特許庁	スイスフラン
日本国特許庁 (JPO)	スイスフラン
韓国知識財産処 (MOIP)	オーストラリアドル
米国特許商標庁 (USPTO)	南アフリカランド

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EP、ES、FI、JP、KR、SE、US、XN、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う補充国際調査について、スイスフランで支払う額が 1,734 スイスフランに変更になります。

同日付で、以下の官庁が行う補充国際調査の補充調査手数料について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO)	スイスフラン
フィンランド特許登録庁 (PRH)	スイスフラン
北欧特許機構	スイスフラン
トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT)	スイスフラン
ヴィシェグラード特許機構 (VPI)	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XN、XV) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引: 中国語版 eGuide の機能拡張バージョン

WIPO は、PCT 出願人の手引 (PCT 制度に関する有益な情報を網羅した資料) の中国語による本文部分の機能拡張バージョンを公表しました。

最新版では、手引一般部分の 2 つを構成する国際段階と国内段階の概要について、従来提供されている PDF バージョンに加え、HTML バージョン (eGuide) も収録され、ユーザが資料を利用しやすくなりました。

今回の変更は、索引や検索機能などを改善することで、幅広いデジタルデバイスに対応できるよう手引を最適化するための継続的なプロセスの最新の取組みです。一般部分の HTML バージョン (eGuide) は、すでに英語、フランス語、日本語、スペイン語、ロシア語で利用可能であり、韓国語版は現在準備中です。

eGuide へは、以下の URL からアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/guide/index>

(訳者注: 日本語版 eGuide のご利用は、上記ウェブサイトの Introduction to the International Phase と Introduction to the National Phase のリンク右横から日本語を選択して下さい)

今後も更なる機能拡張が予定されています。ご意見・ご提案は、以下の電子メール宛にお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

利用可能な PCT 研修

ディスタンスラーニングコース: 「特許協力条約入門」の受講受け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学习形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

実務アドバイス

国際調査機関が発明の単一性が欠如していると判断した場合の選択肢と帰結

Q: 国際調査機関 (ISA) は、私が提出した PCT 出願は発明の単一性の要件を満たしていないと判断しました。ISA からは、一部分の調査結果と 1 か月以内に追加手数料を支払う求め ([様式 PCT/ISA/206](#)) が送付されました。私は ISA の判断に同意できません。この判断に対処するには、どのような選択肢があるのでしょうか？

A: PCT 出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行うものでなければなりません ([PCT 第 3 条\(4\)\(iii\)](#)、[第 17 条\(3\)\(a\)](#)、[PCT 規則 13.1](#))。PCT 用語では、これを「発明の単一性」と呼んでいます。国際出願が発明の単一性の要件を満たしているかの決定は、PCT 実施細則 [附属書 B](#) に記載されている発明の単一性の解釈に従って行われなければなりません ([実施細則 第 206 号](#))。ISA が、国際出願は当要件を満たしていないと認めた場合には、まず、請求の範囲に最初に記載されている発明（「主発明」）に関連する国際出願の部分について調査を行います。それに加えて ISA は、[PCT 第 17 条\(3\)\(a\)](#) に基づき、調査が行われていないその他の各発明について、出願人に対し追加手数料を支払うよう求めます ([様式 PCT/ISA/206](#))。

出願人が受領した追加手数料支払いの求めには、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由、支払うべき追加手数料の額と、求めの日付から 1 か月である手数料の支払期日が明記されています ([PCT 規則 40.1](#))。なお、ISA には国際調査報告と見解書の作成期間が定められているため、追加手数料の支払期間は厳守しなければならず、通常は延長できません ([PCT 規則 42](#) 及び [43 の 2.1\(a\)](#))。出願人が、ISA に追加の発明の調査を希望する場合には、出願人は、[所定の期間内に](#)手数料を支払わなければなりません。

出願人が、ISA による発明の単一性の欠如の決定に同意できず、その判断に対して異議を申し立てる場合には、ISA に対して異議申し立ての上で調査を発明について、追加手数料を支払う必要があります ([PCT 規則 40.2\(c\)](#))。異議申し立てとは、出願人が、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨を主張するために提出する陳述書です。言い換えれば、出願人が、請求された追加手数料の額に比べて、発明又は発明群の数が少ないと考えていることを示すものです。ISA によっては、異議申立手数料を徴収することがあります ([PCT 規則 40.2\(e\)](#))。その場合、ISA は、追加手数料支払いの求めにおいて異議申立手数料を徴収している点も明記し、出願人は、求めの受領後 1 か月以内に当手数料を支払わなければなりません。当手数料を徴収している ISA については、PCT 出願人の手引の附属書 D に適用される調査手数料と異議申立手数料の額が掲載されています (全ての ISA が当手数料の支払いを要求しているわけではありません)。

適用される異議申立手数料が期間内に支払われた場合、異議申し立ては、ISA 内に設置される検査機関が審理するものとし、当機関が、異議申し立てが正当であると結論付けた場合には、異議申立手数料¹を含む手数料の全額又は一部を出願人に払い戻すよう命じます。また、出願人は、異議や当該異議についての決定の書面を指定官庁に通知するよう請求することもできますが、各指定官庁が要求するそれらの書面の翻訳文を提出しなければなりません ([PCT 規則 40.2\(c\)](#))。

ISA は、主発明と、追加手数料が期間内に支払われた他の発明に関連する国際出願の部分について、国際調査報告を作成します ([PCT 第 17 条\(3\)\(a\)](#))。期間内に追加手数料が支払われない限り、ISA は、自身の見解において主発明の一部ではないと判断する請求の範囲については調査を行いません。それにもかかわらず、調査の対象とならなかった請求の範囲をはじめとする全ての請求の範囲が、公開される国際出願に含まれ、国内段階移行する出願の一部となります。また、国際段階では、国際出願を分割することはできない点にもご留意下さい。

¹ 個別の発明ごとに追加手数料の支払いが必要となりますが、追加調査手数料の支払いを求められた数にかかわらず、(該当する場合) 異議申立手数料の支払いは一回のみとなります。

追加手数料が支払われない場合、通常、国際段階において、主発明に関連しない請求の範囲について調査を受ける他の手段はありません。国際予備審査機関 (IPEA) は、調査が行われていない請求の範囲を審査する義務を負わず ([PCT 規則 66.1\(e\)](#))、実務上そのような審査は行われません。同様に、補充調査のために指定された機関 (SISA) は、国際調査の対象とならなかった請求の範囲を補充調査から除外することができることから ([PCT 規則 45 の 2.5\(d\)](#))、[PCT 規則 45 の 2](#) に基づく補充国際調査を請求したとしても、全ての請求の範囲が調査されるわけではありません。

未調査の請求の範囲に関する帰結は、適用される国内法令によって異なります。指定国の国内法令は、指定官庁 (訳者注: 当該指定国の国内官庁) が、ISA による発明の単一性の欠如の決定を正当であると判断する場合には、調査が行われなかった国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が指定官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができます ([PCT 第 17 条\(3\)\(b\)](#))。 [パリ条約第 4 条\(G\)](#) に基づき、指定国は、出願人に対し、特許出願を分割出願に分割して、その際、元の出願日を維持し優先権の利益があるときはこれを維持する権利も付与しなければなりません。但し、国内法令において、特許出願の分割が認められる条件を定めることができます。具体的な国内要件の詳細は、PCT 出願人の手引より各官庁の「国内編」をご参照下さい。

追加の情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- [2021 年 6 月号](#): 国際調査機関 (ISA) による発明の単一性の欠如の判断に対処する手段
- [2013 年 7 月号](#): 発明の単一性が欠如しているとの認定に対処するための国際出願の補正
- [2008 年 9 月号](#): (i) 国際予備審査及び (ii) 国内段階において、発明の単一性が欠如していると認められた場合の結果
- [2008 年 8 月号](#): 発明の単一性が欠如していると ISA が判断した場合の結果

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026年4月号 | No. 04/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。



世界知的財産の日を祝うイベントに是非ご参加下さい

今月の PCT ニュースレターが発行される頃、各国の知財庁、法律事務所、企業やその他関係者が、世界知的財産の日 2026 記念イベントを開催中です。

例年、世界知的財産の日では、特定のテーマに焦点を当て、知的財産 (IP) とイノベーションがもたらす力とその価値を探求しています。世界知的財産の日は、IP の創出者、IP 関連サービスの利用者、そし

今月号のその他のトピックス: WIPO 現事務局長が再任 — モルドバ共和国が EPO に加入 — 詐欺メールに関する注意喚起 — PCT 出願公開スケジュールが変更 — PCT 部長が退職 — PCT アップデート — 今後の PCT 研修 — 実務アドバイス

て一般の人々の間で認識を高め、理解を深める絶好の機会です。本年のテーマは、スポーツの分野において IP が果たす重要な役割に着目しています。

WIPO は独自の世界的財産の日記念イベントを実施しているほか、他の関係者が催すキャンペーンを支援するため、様々な情報や無料で利用可能な資料も提供しています。

独自のキャンペーンを企画するのに遅すぎることはありません。多くのイベントや記念行事が世界的財産の日である 4 月 26 日に実施されましたが、キャンペーン活動は今後も継続されます。

詳細は、[WIPO 世界的財産の日ウェブページ](#)にアクセスして下さい。(訳者注: WIPO 日本事務所による[世界的財産の日記念イベント](#)も開催されました。)

WIPO 加盟国がダレン・タンを事務局長として再任

シンガポール国籍のタン事務局長が、今後 6 年間も WIPO のトップを務めることに

ダレン・タン (Daren Tang) が、世界的知的財産機関 (WIPO) の事務局長に再任され、6 年間の任期を 2 期連続で務めることになりました。

4 月 21 日に臨時会合が開かれ、加盟国総会、パリ条約同盟国総会並びにベルヌ条約同盟国総会は、同機関の調整委員会による指名に基づき、タン現事務局長を正式に再任しました。新たな任期は 10 月 1 日に始まります。

シンガポール国籍のタン事務局長は、2020 年 10 月から WIPO を主導してきました。それ以前は、シンガポール政府高官の役職を担い、そのうち 5 年間は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) 長官を務めました。

タン事務局長の優先課題には、PCT (特許協力条約) やその他の WIPO 知的財産サービス近代化の指揮、カスタマーサービスの変革並びにデジタル技術を活用した WIPO サービスの効率性とアクセシビリティの向上などが含まれます。

詳細は、[WIPO ウェブサイト](#)をご参照下さい。



モルドバ共和国が欧州特許機構に加入

モルドバ共和国は、2026 年 6 月 1 日に欧州特許機構 (EPO) の 40 か国目の締約国となる予定です。

この加入を受けて、同日以降に出願される全ての国際出願は、欧州特許機構のモルドバ共和国の指定を含みます。

モルドバ議会は、2026 年 2 月 5 日、欧州特許条約 (EPC) への加入を承認し、同国は 3 月 25 日に正式に EPC への加入書を寄託しました。

詳細は、[EPO ウェブサイト](#)上のニュースをご参照下さい。

【注意喚起】 WIPO や知財庁を装った詐欺メールにご注意下さい

WIPO は、PCT ユーザをはじめとする知的財産権者に対し、世界各地で特許・商標出願人を標的とした巧妙なメール詐欺に注意するよう警告しています。

一部の悪質な人物が「admin@wipo-office.com」などの偽のメールアドレスを使って、世界知的所有権機関 (WIPO) や欧州特許庁 (EPO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) などの主要な知的財産機関になりました、詐欺目的の偽造メールを送信しています。

これらの詐欺メールは、公式機関からの正式な連絡であるかのように装って、商標や特許関連サービスに関する支払いを要求します。「支払いを行わないとあなたの知的財産権に問題が発生する」といった文言で緊急性を演出して圧力をかけ、被害者に送金を迫る手口です。

WIPO や EPO、EUIPO のいずれの機関も、突然メールで一方向的に支払いを要求したり、非公式に接触して機密性の高い財務情報の提供を求めることは一切ありませんので、十分にご注意下さい。

[詐欺メールの文面例](#)をご確認下さい。

PCT 制度は、長年の課題である詐欺行為に対処するため多くの措置を実施し成果を上げてきましたが、World Trademark Review 誌の[最新記事](#)が説明しているように、専門家は、より巧妙かつ大規模な詐欺が知的財産サービス全般に対して高まる脅威となっていることを懸念しています。

【要警戒】 ご自身やビジネスを守るために

- 差出人のメールアドレスをよく確認して下さい。WIPO のメールアドレスは、必ず末尾が「@wipo.int」のみで終わります。ただし、メールアドレスの偽装 (スプーフィング) も可能ですので、表示されている差出人メールアドレスにカーソルを合わせて、同じアドレスが表示されることを確認して下さい。
- 不審なメールに記載されているリンクや添付ファイルは、クリックしないで下さい。
- 心当たりのないメールで突然支払いを要求された場合、支払いを実行しないで下さい。
- 不審なメールや連絡を受け取った場合は、差出人とされている知財庁や機関の公式ウェブサイトアクセスして、直接お問い合わせ下さい。
- 不審なメールを受け取った場合、お住いの地域のサイバーセキュリティを管轄する当局と、差出人として偽装された知財庁や機関に知らせて下さい。

詐欺メールで狙われた可能性があると思われる方は、[WIPO までご連絡](#)下さい。

PCT 出願公開スケジュールの変更

2026 年 5 月 14 日の公開

2026 年 5 月 14 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、同日に通常公開される予定であった PCT 出願や公示 (PCT 公報) は、代わりに 2026 年 5 月 15 日 (金) に公開されます。

但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2026 年 4 月 28 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT 法務・ユーザ関連部部長が長年の勤務を経て退職

30 年以上にわたり PCT 制度の構築に貢献したマシュー・ブライアンが退職へ

2026 年 4 月末をもって、WIPO の PCT 法務・ユーザ関連部部長として PCT を見守ってきたマシュー・ブライアン (Matthew Bryan) が退職します。

マシュー・ブライアン部長は 1992 年に WIPO の PCT 法務部へ弁護士として入職し、22 年前に現職に就任して以来、PCT 制度の発展に重要な役割を果たしてきました。

彼は PCT ニュースレターの読者に向けて、次の別れのメッセージを寄せました。

私が WIPO の PCT 法務部に若手弁護士として在籍していた 1994 年、当時のブッソ・バルテルス (Busso Bartels) 部長は、世界中の PCT ユーザに定期的に情報を発信し、PCT 関連の動向について最新情報を提供するための手段として PCT ニュースレターの発行を決定しました。過去 32 年間にわたり、非常に献身的な数名の同僚が本ニュースレターの編集者を務めており、私は 20 年以上その発行を監修してきました。

私が WIPO に在籍している間、PCT は極めて著しい成長と発展を遂げてきました。1992 年に WIPO に入職した当初、PCT の締約国数は 50~60 か国であり、同年の PCT 出願件数は 26,000 件に満たない状況でした。皆様もご存じの通り、その後、締約国数 (現在 158 か国) と出願件数 (2025 年は 275,900 件) の両面で飛躍的な成長が見られました。

退職を前にこの場をお借りして PCT ユーザコミュニティの皆様へ感謝の意をお伝えしたいと思います。長年にわたり PCT 制度を信頼し、ご利用いただき、また WIPO の PCT 担当職員と積極的に連携してくださったことに、心より感謝申し上げます。私と PCT の同僚たちは、アンケートやセミナー、ウェビナー、会議を通じて皆様からいただいたフィードバック、そして PCT の利用経験から寄せられたご意見を大変ありがたく思っております。フィードバックやご意見は制度の改善に役立ち、皆様により有益な PCT 関連資料を提供することが可能となりました。

また、この 33 年以上にわたり共に働く機会に恵まれた、献身的な WIPO PCT の多くの同僚たちにも深く感謝しています。WIPO PCT の同僚たちは私にとって、卓越したカスタマーサービスを提供する能力、プロ意識、そして決意を実践する素晴らしい模範となりました。

特許の運用制度として 48 年近くに及ぶ歴史の中で PCT が成し遂げてきた数々の成果がある一方で、私たちは当然のことながら、まだやるべきことが山積していることを痛感しています。長ら

く待ち望まれてきた法的枠組みの改善について合意し実施すること、技術的な改善を促進すること、そして PCT 制度が本来あるべき姿で確実に機能するためには、PCT 加盟国の特許庁との協力を継続していく必要があります。長年にわたり WIPO の PCT 部で培った経験から、PCT の有能な同僚たちの手腕のもと、PCT の効率的且つ建設的で勤勉な取組みは、今後も継続されるものと確信しています。

心より感謝を込めて。

マット (Matthew Bryan)

PCT アップデート

AT: オーストリア (同庁の電話番号)

AU: オーストラリア (同庁が認める物理媒体の種類)

CL: チリ (カラー図面)

DE: ドイツ (代理人に関する要件、国内段階移行の要件)

DK: デンマーク (手数料)

ES: スペイン (仮保護、国内手数料の免除、減額又は払戻し、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

GB: 英国 (手数料)

KR: 韓国 (手数料)

2026 年 6 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、韓国知識財産処 (MOIP) に支払う取扱手数料の韓国ウォンでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

NL: オランダ (王国) (同庁の電話番号とウェブアドレス)

PL: ポーランド (同庁のウェブアドレス、国内段階移行の要件)

RU: ロシア連邦 (同庁の電話番号、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

SE: スウェーデン (国内法令と手続に関する変更)

TN: チュニジア (同庁の電子メールアドレス)

UY: ウルグアイ (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 5 月 1 日より、オーストラリア特許庁が行う国際調査の調査手数料について、ユーロでの換算額が新しくなります。

2026 年 6 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

エジプト知的財産機関	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
シンガポール知的財産庁	日本円

日本国特許庁 (JPO) シンガポールドル、米国ドル

韓国知識財産処 (MOIP) スイスフラン

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、EG、JP、KR、SG) が更新されました)

配列表に関連する書類の種類

ePCT と PATENTSCOPE での書類名の変更

ePCT と PATENTSCOPE において、配列表に関連する書類の種類が若干簡素化されました。

以下の表は、一部の書類名が変更された改訂後の書類の種類と名称を示しています。なお、削除された書類については、取り消し線が表示されています。

次の書類、「(規則 13 の 3) 配列表 - 補充」、「(規則 13 の 3) 配列表 - 訂正」と「(規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表」は、不要と判断されたため削除されました。これらの文書は、国際出願の一部を構成しません。何らかの理由で規則 13 の 3 に基づく配列表に誤りがある場合には、その変更が補充によるものか訂正によるものかを特定することなく、新しい配列表と差し替えることが可能です。

書類「(規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)」は、「配列表の陳述書」と重複しているため削除され、「配列表に関する情報」と「配列表」は、既に適用されなくなりました。

ePCT/PATENTSCOPE における従前の書類名	ePCT/PATENTSCOPE における変更後の書類名
Sequence Listing 配列表	Sequence Listing 配列表
Sequence listing for the purposes of international search (Rule 13ter) (規則 13 の 3) 配列表 (国際調査目的)	Sequence Listing 13ter 配列表 (規則 13 の 3)
Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13ter) (規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)	Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13ter) 削除
Certified Copy Seq List Placeholder Page 配列表の認証謄本のプレースホルダーページ	Sequence Listing - Certified Copy Placeholder Page 配列表 - 認証謄本のプレースホルダーページ
Sequence Listings Statement 配列表に関する陳述書	Sequence Listing Statement 配列表に関する陳述書
Sequence Listing as originally filed 出願時の配列表	Sequence Listing as originally filed (replaced under Rule 12, 26 or 91) 配列表 - 出願時 (規則 12、26 又は 91 に基づく差替え)
Seq. List. Info 配列表に関する情報	Seq. List. Info 削除
Sequence Listing – Correction 配列表 - 補充	Sequence Listing Corrected under Rule 26 配列表 - 規則 26 に基づく補充後

Sequence Listing – Rectification 配列表 - 訂正	Sequence Listing Rectified by the International Searching Authority (Rule 91) 配列表 - 国際調査機関により訂正された (規則 91)
Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)	Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)
Sequence Listing - Rectification - Rule 13 ter (規則 13 の 3) 配列表 - 訂正	Sequence Listing – Rectification – Rule 13ter 削除
Sequence Listing Incorporated by Reference (Rule 20.6) (規則 20.6) 引用により補充された配列表	Sequence Listing Incorp. By Ref. (Rule 20.6) 配列表 - 引用により補充された (規則 20.6)
Translation of Sequence Listing for the purposes of international publication 配列表の翻訳文 (国際公開目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international publication 配列表 - 国際公開のための翻訳文
Translation of Sequence Listing for the purposes of international search 配列表の翻訳文 (国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international search 配列表 - 国際調査のための翻訳文
Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート	Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート
Sequence Listing - Amendment - Article 34 配列表 - 補正 - 条約第 34 条	Sequence Listing Amendment Art.34 配列表 - 条約第 34 条に基づく補正後
Sequence Listings IPRP II 配列表 - 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)	Sequence Listing - IPRP II Annex 配列表 - 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) 附属書
Sequence Listing - Correction - Rule 13 ter (規則 13 の 3) 配列表 - 補充	Sequence Listing – Correction – Rule 13ter 削除
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5) (規則 20.5) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5)
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5 bis) (規則 20.5 の 2) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5 bis) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5 の 2)
Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された配列表	Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) 配列表 - 国際予備審査機関により訂正された (規則 91)
Sequence List Tables 配列表	Sequence List Tables 削除
Sequence listing under Rule 13 ter Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表)	Sequence listing under Rule 13ter Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) 削除
Translation of Sequence Listing for the purposes of Supplementary International Search 配列表の翻訳文 (補充国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of Supplementary International Search 配列表 - 補充国際調査のための翻訳文

文書 [Minimal Specifications \(MinSpec\) for Electronic PCT Document Exchange](#) が、上記の変更を反映し更新されました。現在適用中のバージョンは、バージョン 4.9 です。

今後の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」が、2026 年 4 月 28 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ夏時間) まで配信予定です。PCT 法務・ユーザ関連部副部長のマティアス・レイシュレ-パーク (Matthias Reischle-Park) が、優先権の主張の概念に関する背景を解説し、優先権の主張、補正と回復について詳しく見ていきます。

当ウェビナーは無料であり、シリーズ前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、[こちら](#)からご登録下さい。

また、

- 訳者注: 日本語での PCT 基礎ウェビナーシリーズ、エピソード 3 「PCT 手続の期限をマスターする」とエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」は、併せて 2026 年 6 月 2 日 (火曜日) 日本時間の午後 4 時に配信予定です。[こちら](#)からご登録下さい。
- エピソード 4 「ePCT 出願の活用」の中国語ウェビナーが、2026 年 5 月 5 日北京時間の午後 3 時から 4 時まで配信予定です。[こちら](#)からご登録下さい。
- 同じくエピソード 4 「ePCT 出願の活用」の韓国語ウェビナーが、2026 年 4 月 27 日韓国時間の午後 3 時半から 4 時半まで配信予定です。[こちら](#)からご登録下さい (訳者注: 当ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース: 「特許協力条約入門」の受講受け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進捗を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、[WIPO Academy website](#) から行って下さい。

実務アドバイス

PCT を利用して発明に対する特許以外の保護を求めること

Q: 私は自国で特許を取得しました。他の海外市場にも保護を拡大したいと考えていますが、得られる資金はごく限られていると見込んでおり、また、それほど関心を持っていない市場もいくつかあります。PCT を利用して一部の国で特許以外の保護を取得することは可能でしょうか？

発明に対して代替的な保護の種類を規定する国内又は広域法令が存在する地域では、PCT を通じて特許以外の保護の種類を求めることができます。特許に代わる一般的な選択肢の一つは実用新案であり、その他にも追加証、追加特許や発明者証など、実用新案に類似した保護形態が存在します。

実用新案の取得や維持に適用される国内又は広域手続は、通常、より簡素で費用も安く迅速であり、実体審査はほとんど、或いは全く行われません。進歩性などの特定の要件は、さほど厳しくないか、存在しない場合もあります。但し、実用新案の保護期間は特許よりも短くなります。実体審査がほとんど、或いは全く行われないため、実用新案は、通常、特許ほど「強力」ではなく、有効性に関する法的確実性も低くなります。

発明に対する代替的な保護形態の詳細は、国内制度によって異なります。一部の国では、実用新案は製品発明に限り且つ限定された技術分野でのみ取得可能であり、さらに、技術的、化学的、生物学的プロセスは、実用新案の保護の対象とならない場合があります。

重要な点として、PCT 制度は、発明に対する代替的な保護形態を求めることを可能にする一方で、商標や意匠などの知的財産権は対象としていません。WIPO は、こうした知的財産権のために、例えば商標に関する[マドリッド制度](#)や意匠に関する[ハーグ制度](#)など、他の国際的な保護制度を提供しています。

PCT を通じて国際出願する場合、PCT 願書を提出することで、国際出願日時点で PCT の下で利用可能な全ての指定国について、当該各国で利用可能な全ての種類の保護が、自動的に且つ包括的に適用されることとなります ([PCT 第 2 条\(ii\)](#)、[第 43 条](#)、[第 44 条](#)、[規則 4.9\(a\)](#))。また、該当する場合には、広域と国内特許の両方についても、指定国において得られる全ての種類の保護が適用されます ([PCT 第 45 条](#)、[規則 4.9\(a\)\(ii\)](#))。

PCT 手続の国際段階では、保護の種類に関して表示する必要はなく、願書様式や ePCT 出願においても保護の種類を表示する欄は設けられていません。そのため、出願人は、国内段階に移行するまで選択肢を保留しておくことが可能です。具体的な保護の種類を選択するのは、各指定官庁への出願時となります。国際段階での手数料は、最終的にどの種類の保護を求めるかに関わらず同一料金です。

但し、出願人が、PCT 出願が追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証 ([PCT 規則 4.11\(a\)\(i\)](#))、或いは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願 ([PCT 規則 4.11\(a\)\(ii\)](#)) として取り扱われることを希望する場合には、願書に特定の表示が必要となる場合があります。

各官庁で取得可能な保護の種類に関する情報は、[Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States](#) の表と [PCT 出願人の手引](#) の国内章に掲載されています。また、各国における代替的な保護形態に関する法令の詳細は、[WIPO Lex](#) データベースに掲載されています。実用新案に関する基本情報やよくある質問 (FAQs) は、WIPO の[実用新案](#)に関するウェブページからご利用下さい。

一部の国では、出願人が二種類以上の保護を選択できることを認めており、そのような場合には、出願人は、指定官庁に対して、主として求める保護の種類を表示するよう求められることがあります ([PCT 規則 49 の 2.1\(b\)](#))。一部の法域では、実用新案と特許による保護は、代替関係にあるというよりは補完的な関係にある場合があり、出願人は、特許の付与を待つ間に実用新案を取得できる可能性があります。さらに、一部の国では、一の種類の保護を他の種類の保護に変更することができる旨を規定しています ([PCT 規則 49 の 2.2\(b\)](#))。

広域特許機関の加盟国の中には、特許以外の保護を提供しているものの、「国内ルートを開鎖」している国があります。これは、当該国については広域特許のみ指定可能であり、PCT 経由では当該国については他の種類の保護を取得できないことを意味します。例えば、フランスは国内ルートを閉鎖しているため、certificat d'invention (発明証) はフランス国内で直接出願する場合に限り請求が可能です。なお、上述した表と PCT 出願人の手引には、PCT 経由では取得できない保護の種類については記載されていません。

現地の特許制度が複数の保護の選択肢を提供している場合、それぞれの保護について具体的な特徴を慎重に検討・比較し、どの保護手段が自身の発明のために且つどの市場において適しているのかを判断する必要があります。例えば、既存の製品に改良を加えたものの、その改良が特許を取得できるほどの十分な進歩性を有しているとは見なされない場合や、関係する製品のライフサイクルが短いと予想される場合、対象となる市場において実用新案や類似の保護手段が取得可能であれば、それらを検討する価値があるでしょう。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- [2022 年 4 月号](#): 国際出願を特定の国において特許以外の保護を求める出願として取り扱われるよう請求すること
- [2018 年 5 月号](#): どの指定官庁が実用新案による保護を提供するかを知る方法と、国際出願に関してそのような保護を請求する方法
- [2018 年 4 月号](#): 特許による保護の代わりに実用新案による保護を求めること
- [2004 年 11 月号](#): 国際出願における指定国の確認方法; 広域特許のためにのみ指定される締約国

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。